

## 指定感染症等による感染や大型の野生動物等により

### 被害を受けた方へ傷病見舞金を支給します！

R5.6.1 一部改正

市では、指定感染症による感染や大型の野生動物等により重篤な被害を受けた市民の皆様に対し、傷病見舞金を支給します。

なお、新型コロナウイルス及び住家等で飼育している動物等による被害は、傷病見舞金の対象になりませんのでご注意ください。

- **対象者** 指定感染症による感染や大型の野生動物（ツキノワグマ、イノシシ等）による被害を受けた日において、魚沼市内に住所を有するもの（遺族も含む）

- **見舞金額**

区分	状態	見舞金の額
指定感染症による感染	感染症が原因による死亡	30万円
	入院期間30日以上	10万円
	入院期間1日以上30日未満	5万円
有害鳥獣の攻撃	死亡	30万円
	重症（全治30日以上）	10万円
	軽症（全治7日以上30日未満）	5万円

- **請求期間** 被害を受けた日又は被害を受けて死亡した日から起算して1年以内
- **必要書類**
  - ・ 傷病等見舞金請求書（所定の様式）
  - ・ 怪我や病状の原因や治療・入院期間を証明できる書類（医師による診断書等）
  - ・ 振込先口座の写し
- **注意事項** 指定感染症は入院した場合のみ対象となります。（自宅療養等は対象外）
- **問合せ先** 魚沼市役所 市民福祉部 福祉支援課（本庁舎1階）  
電話：025-792-9767